

平成 27 年度 第 2 回四條畷市環境審議会専門部会 議事摘録

- 日 時 平成 27 年 7 月 22 日（水） 10 : 00～
- 場 所 四條畷市役所 本館 3 階 委員会室
- 出席委員 = 6 名 : 鈴木会長、松田委員、太田委員、大重委員、西川委員、長谷川委員
- 傍聴者 = 5 名
- 事務局 = 3 名 : 野田都市整備部生活環境課長、山根木都市整備部生活環境課主任、植田都市整備部生活環境課事務職員

担 当	内 容
事務局	<p>定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>只今から、平成 27 年度第 2 回四條畷市環境審議会専門部会を開催いたします。</p> <p>まず、委員の出欠状況でございますが、審議会専門部会委員総数 6 名中、全員出席いただいております、過半数の出席をいただいておりますので、四條畷市環境審議会規則第 5 条第 4 項の規定に基づき、本日の会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>また、傍聴希望者につきましては、5 名が申込みをされていますのでご報告いたします。なお、平成 27 年度第 1 回四條畷市環境審議会において、専門部会も環境審議会同様公開することとなっておりますので、入場いただいております。</p> <p>本日傍聴される方をお願いを申し上げます。会議における言動に対して拍手等により賛否を表明したり騒ぎ立てないこと、また、みだりに席を離れたり迷惑をかける行為は避けていただくようによろしく申し上げます。また、本日の資料につきましては、傍聴席の前に数部ご用意しておりますので、ご自由にご覧いただいても構いません。なお、会議終了後は資料は元の場所にお戻し下さい。</p> <p>それでは議事の進行を鈴木会長よろしく申し上げます。</p>

鈴木会長	<p>今回は有料化というテーマで議論を深めていきたいと思います。まず、事務局より本日の資料と案件の内容について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料について確認させていただきます。</p> <p>資料は、事前送付させていただいております資料と、追加資料として自席の前に次第と資料2、また鈴木会長より本日提供いただきました、今年7月19日の朝日新聞の記事「ごみどうしますか？」のコピーを置かせていただいております。これらの資料を用いまして議事を進めて参りたいと思います。</p> <p>本日の案件についてですが、会議次第にあります、案件(1)の「ごみ減量化施策としての有料化の検討について」についてまず事務局より資料の説明をさせていただいた後、ご質問、ご意見をたまわりたいと思います。その後、案件(2)「その他」の中で、有料化以外の併用施策についても同様に進めさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
鈴木会長	<p>前回、どうやったらごみを減量できるかということいただいた意見も専門部会の報告に盛り込んでいきたいと思います。</p> <p>本日は、専門部会の役割が、ごみの有料化について、情報を集め、議論し、意見をいただくということになっているので、まず前半で、案件(1)として有料化について議論し、その後に、案件(2)「その他」の中で、有料化以外の施策でごみ減量するにはどういったことが考えられるかを議論していきたいと思います。皆さん全体の意見としては有料化なしでできることがあるのではないか、できれば有料化なしで進めたほうが望ましいということだったかと思います。</p> <p>それでは、案件(1)に関する資料について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明させていただきます。事前配布しております、資料の1ページをご覧</p>

ください。こちらに資料の引用文献を記載しております。なお、各資料の下に書いてあるページ数が、この資料の何ページに記載されているかを表しております。

2ページをご覧ください。2ページから20ページにかけては、環境省が発行している「一般廃棄物有料化の手引き」から引用しており、内容としては、ごみの有料化の目的や、有料化の仕組みづくり、有料化した際の懸念される課題への対応などについてまとめております。

では、2ページから順を追って簡単に説明させていただきます。まず2ページ、3ページでは、有料化の目的について整理されており、目的としては大きく「排出抑制や再生利用の推進の促進」、「公平性の確保」「住民や事業者の意識改革」などが挙げられています。

4ページ、5ページでは、有料化の仕組みづくりとして、手数料の料金体系についてどのようなものが考えられるかがまとめられております。

6ページ、7ページでは、全国の可燃ごみの有料化状況について表でまとめられており、6ページの表が家庭系の可燃ごみ、7ページが事業系の可燃ごみについての表になります。

8ページでは、5ページの表にあります、それぞれの料金体系について、実際に実施している市町村の例が記載されております。下の円グラフを見ると、単純比例型、排出量に比例して一定の割合で料金がかかる仕組みを採用している市町村が多いことがわかります。

9ページから13ページにかけては、手数料の料金水準について、ごみの排出抑制効果や、住民の受容性、周辺市町村の料金水準の考慮といった観点からまとめられております。

14ページ、15ページについては、手数料収入の使い道についてどういったことが考えられるかがまとめられています。

16ページから20ページにかけては、有料化した際に懸念される課題への対応についてということで、不法投棄への対応策などがまとめられております。

21ページから28ページにかけては、有料化を実施した市町村の事例紹

介ということで、京都市と兵庫県の洲本市の事例を載せております。

以上、2ページから28ページにかけてが、環境が発行している「一般廃棄物有料化の手引き」からの引用でした。

次に、29ページから42ページですが、こちらは京都府立大学の山川先生と京都大学の植田先生の有料化についての論文の引用になっております。

次に、43ページをご覧ください。こちらは東洋大学の山谷先生が実施した「第4回全国都市家庭ごみ有料化調査」の調査結果から、ごみの減量効果について、有料化した翌年度と5年目の年度の比較をしたグラフを引用したのになります。

次に、追加資料の資料2の2ページをご覧ください。こちらは、有料化する際の検討する品目についてということで、粗大ごみについてピックアップし、処理方法の現状等を記載しております。なお、有料化の検討をする品目として粗大ごみを挙げておりますが、現在、近隣の北河内7市において、可燃ごみ・資源ごみについては有料化が導入されていないことや、粗大ごみについては、北河内7市中4市において既に有料化されており、また四條畷市とごみを共同処理している交野市においても、環境審議会では粗大ごみの有料化が検討されているといった状況を考慮し挙げたものです。

また、4ページ、5ページについては、北河内7市の手数料の状況をまとめております。

案件(1)の「ごみ減量化施策としての有料化の検討について」に関する資料の説明につきましては、以上になります。

鈴木会長

朝日新聞の記事につきましては、ごみの有料化について議論されているものとして紹介させていただきました。

資料は、環境省の「一般廃棄物有料化の手引き」から引用している部分が多いのですが、これは一時期環境省が有料化を推進するという形で作成し、理由付け等としてこういったことが考えられるということを示したもので、記載内容について意見や疑問等あれば遠慮なく言っていただけるように参考として出した資料になります。

	<p>事務局から説明を受けましたが、何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
長谷川委員	<p>資料の量が多いので、ポイント絞り、議論を進めていってはどうでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>わかりにくいところはなかったでしょうか。</p> <p><意見なし></p>
鈴木会長	<p>それでは、資料の最初の2ページ、3ページの「有料化の目的」についてのところを見てください。10年ほど前は、全国的にごみの有料化を進めていこうという流れがあり、全体的な考えとして、有料化の目的は、ごみを沢山出すと処理にはお金が掛かります。お金が掛からないようにするために、一人ひとりがごみを減らしていただくということが言われておりました。</p> <p>それを項目に分けると、資料のとおり、大きく3つに分けられます。1つ目は、排出抑制ということで、お金がかからないようにするためごみを減らすということ。2つ目は、公平性の確保ということで、ごみを少ししか出していない人と、沢山出している人とで、ごみの量に関係なく同じ負担がかかるのではなく、多く出している人がその分を多く負担することで、少ししか出していない人との公平性が確保できるということ。3つ目が、住民や事業者の意識改革ということで、ごみを減らしてくださいと言うだけではなかなか響かないが、ごみ処理にはお金が掛っているということを認識してもらうことで、ごみを減らすことにつながるということです。</p> <p>また、その他として、財政負担の軽減ということもあります。現在、自治体は財政難で、新たなごみ施策としてリサイクルなどを進めていく上でも、そうした財源が必要だという話もあります。この点についてはいかがですか。</p>
大重委員	<p>公平性の確保という点については、後で出てくる税の二重取りではないかという意見があり、私もそう思います。四條畷市でも、平成24年度の一般</p>

	<p>会計の決算では、年間14億5千万円の衛生費がかかっており、1人当たりだと2万5千円払っている中で、それ以外にさらに取るということは本当に正しいのかという点は考えるべきことかと思えます。</p>
鈴木会長	<p>大事な視点だと思います。</p>
長谷川委員	<p>衛生費というのはごみ処理だけの費用ではないですね。衛生費の内訳を項目だけで構わないので教えてください。</p>
事務局	<p>手元に衛生費の内訳を明らかにした資料がないので、確認し後ほど報告させていただきます。</p>
長谷川委員	<p>有料化ありきの話ではありませんが、有料化により公平性が確保できるという話については難しいと思います。一番ごみが出るのは、子育て中で、既製品を食べさせるのではなく、自分で調理している家庭だと思います。障がいを持たれている方などには配慮されていくと思いますが、子沢山の家庭への配慮が難しいと思います。</p> <p>前にも言いましたが、紙類を分けることができれば、別にそれ以上のことをそこまで深く考えなくても、ごみが確実に減ると思うので、その点をすごく真剣に考えてほしいです。</p>
鈴木会長	<p>ミックスペーパーの分別を進めていくということは、一つの大きな施策として考えられると思います。</p> <p>また、公平性の確保の点について、こういう方が困るのではないかとといったことなどはありませんか。</p>
西川委員	<p>子育て中の方や、介護が必要な方で紙おむつを利用する方などの家では、紙おむつが沢山出ると思います。</p>

大重委員	四條畷市では、事業系のごみの収集において、何袋まで無料にしているといったことはありますか。
事務局	事業系のごみの収集については、平成25年10月より委託制から許可制とし、現在はすべて有料です。なお、委託制の時期には一部無料で収集していたこともありました。
大重委員	他市に比べて料金が安すぎるといったことはありませんか。
事務局	収集形態にもよりますが、許可業者とごみを排出する事業者との間で料金を決めているので、他市と比べてどうかということは把握していません。
大重委員	ごみを処理するのは四條畷市ですか。
事務局	許可業者により焼却場に搬入され、搬入量に応じて処理手数料として許可業者から市に納入していただいています。
大重委員	事業系ごみの料金が安すぎるとたくさん排出されるという可能性はあるということですか。
事務局	その可能性はありますが、搬入量に応じた処理手数料は許可業者が支払うことになります。
大重委員	四條畷市は全然傷まないということですか。
事務局	現在の焼却場には家庭系ごみも事業系ごみも入り、全体的にはコストは掛かっています。事業系ごみについては、許可業者が処理手数料として1kg当たり9円を支払い、市の収入となっています。

鈴木会長	市が処理委託をしている組合の負担金は、家庭系ごみも事業系ごみも含めて1kg 当たり9円程度なのですか。
事務局	本市と交野市を構成市として四條畷市交野市清掃施設組合をつくっており、焼却代だけではなく、組合を運営するすべてのコストに対して、交野市と按分した負担金となっています。
鈴木会長	組合の負担金より少し安めの料金を、許可業者に払ってもらい、一部を自治体が負担しているということですね。
事務局	大まかに言うとそうなります。
大重委員	第1回専門部会で配布された資料『都市部におけるごみ収集ルート効率化に関する調査研究』の34ページの「併用住宅」とはどのような意味ですか。
事務局	併用住宅というのは一般的に、住宅の一部が店舗や事務所になっている住宅のことをいいます。
大重委員	併用住宅に住んでいる人のごみが多くなっていることから、併用住宅に住んでいる人が店舗等で出た事業系ごみを家庭系ごみに混ぜて出している可能性もあります。
事務局	実際にはわかりませんが、その可能性も考えられます。
大重委員	併用住宅において事業系ごみをはっきり分ける必要があるのではないのでしょうか。そうでなければ、無料の家庭ごみに混ぜて排出されてしまいます。
鈴木会長	公平性という点で議論されています。市民の中でも色んな方がいるということもありますし、事業系や家庭系、産業廃棄物など、同じようなごみでも、

	<p>ある区分に出すと安くなるとなれば、本当はやってはいけないことですが、その区分に出すということも、不公平にはなるかと思えます。</p>
事務局	<p>先ほど長谷川委員よりご質問のあった衛生費の内訳についてですが、予算書からご説明申し上げます。歳出の方で見ますと、衛生費という大きな括りの中には、保健衛生費と清掃費という形で分かれています。保健衛生費の内訳については、保健衛生総務費、予防費、環境衛生費等といった項目になっております。もう一方の清掃費の内訳については、清掃総務費、ごみ処理費、し尿処理費等といった項目になっております。各項目はさらに細かく分かれるのですが、大きなものとしてはそういった項目になります。</p>
長谷川委員	<p>衛生費は市民1人当たりが25,369円とのことですが、ごみ処理費としては1人当たりいくらになるのでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>資料の新聞記事で、全国で見るとごみ処理費は1人当たり1.4万円とあるので、おそらくそのくらいではないでしょうか。</p>
事務局	<p>平成26年度の一般会計の予算ベースでは、ごみ処理費の全体が約9億3400万円となっていることから、人口を5万7千人として計算すると、1人当たり約16,386円ということになります。</p>
鈴木会長	<p>かなりの額がごみ処理費に掛っているということなのですが、それに関連する資料として、資料の10ページをご覧ください。上のグラフを見ると、有料化されている自治体で、家庭系ごみのごみ袋1袋当たりの料金が30円から50円辺りが多いことがわかります。今、四條畷市におけるごみ処理費が1人当たり約1.6万円という話もありましたが、ごみ袋1袋当たりの処理費は、地域によっても違いますが、一般的には1袋当たり200円から400円程度になります。したがって、有料化している自治体でも、ごみ処理費の全額を負担してもらうのではなく、1、2割程度を負担してもらいたい</p>

	<p>う形で導入されているということになります。</p> <p>逆に、10ページ下の事業系ごみの手数料のグラフを見ると、家庭系に比べ事業系ごみの手数料が少し高く設定されていることがわかります。</p> <p>また、6ページ、7ページを見ると、家庭系ごみが全国の約6割の市町村で有料化され、事業系ごみについては約9割が有料化されていることから、事業系から有料化が進められていることがわかります。</p>
太田委員	<p>資料の14ページに手数料収入の使途として、有料化の運用に必要な経費や啓発などは挙がっていますが、先ほど出てきた市のごみ処理費に掛かる費用までは及んでいないということですか。</p>
鈴木会長	<p>資料については、現状はそういった使途が考えられるということで挙げられているものであり、有料化するとすればどのような使途が望ましいかについては、検討の余地は十分あると思います。</p>
太田委員	<p>資料の2ページ、3ページに、有料化の目的及び期待する効果として、4点挙げられており、地球温暖化対策なども挙げられているが、最終的には(3)の「住民や事業者の意識改革」に収斂されてくるかと思います。</p> <p>ごみの有料化というと、排出抑制の経済的インセンティブが弱いから、有料化して、頭から意識を高めるという流れを感じます。</p> <p>確かに、なかなかごみが減らないということはあるかもしれませんが、一方では、四條畷市においても、減量化目標を設定し、その目標に向けて頑張っていくことをやっているわけです。</p> <p>目標が達成できず、意識が弱いから有料化して、頭から意識を高めるという流れには引っ掛かりを感じます。その辺りについては、皆さんどうお考えですか。</p>
長谷川委員	<p>ごみを減らさなければならないということが、今市民にどれくらい伝わっているか。これが第一番だと思います。</p>

<p>大重委員</p>	<p>まず市民に伝わり、ごみを減らすために行動に移す人が現われ、どのようにして減らそうか、また、それによってどれだけ減ったのかなどから入っていくべきだと思います。</p> <p>しつこいようですが、紙ごみを減らしてみても、その結果を発信するということが、ハードルが低くやりやすいと思います。</p> <p>そのチャンスは欲しいと思います。いきなり有料化するのではなく、逆のインセンティブとして「このままだと有料化することになります。」程度は使ってもいいと思います。</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>粗大ごみについては、また別の括りになるかもしれませんが、家庭から出る可燃ごみについては、皆が努力をすることで3割減が達成できれば、有料化を先延ばしにできるというようなことです。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>ごみの減量を進めていく事が本来の目的であって、そのために手法を考えていかなければならず、有料化はあくまでそのひとつの手段ですが、太田委員がおっしゃっているとおり、目標が達成できないから有料化するという理由付けに使われることが問題だということは肝に銘じておく必要はあると思います。</p> <p>有料化については、危惧が多いということは間違いないところかと思いません。</p>
<p>太田委員</p>	<p>資料6ページ、7ページに有料化実施している市町村の数が示され、資料8ページには、どういった料金体系で有料化されているかが示されています。8ページの下グラフを見ると、有料化を実施している市町村の90%が、ごみの量に比例して料金が掛かる単純比例型にしています。10ℓの袋は何円、20ℓの袋は何円といった制度です。</p> <p>インターネットで調べたところ、豊橋市では指定ごみ袋制というものを導入しており、市の規格に沿ったごみ袋を色んな業者が作り、販売し、その袋</p>

	<p>を買ってごみを出すという制度になっています。この制度では、ごみ処理に掛かる費用を袋の販売価格には上乗せしていないことから、ごみ排出者には費用負担を求めておらず、有料化ではないとなっています。</p> <p>指定ごみ袋制度と有料化の違いがわかりにくく、違いを明確化することも必要かと思います。</p>
鈴木会長	<p>指定袋制というのは、ごみ袋自体は通常の値段で、半透明や透明といった指定の袋で出すという制度です。有料化の前にステップとして、指定ごみ袋制にして、それから有料化に移るというケースはよくあります。八尾市でも指定袋制が導入されており、統計では無料となっています。</p> <p>指定袋制だと、中身が見えるので、たとえばリサイクルできるものは入れないようにといった指導がしやすいということで、多少ごみが減るということは言われております。ただ、今までレジ袋などで出せていたものが出せなくなり、それがごみになってしまうということもあります。</p>
大重委員	<p>四條畷市でも、基本透明、白色半透明の袋で出すようになっていますが、そういう市については、指定ごみ袋制の効果がないように思います。</p> <p>そういう市は統計上は「無料」になっているということですか。</p>
鈴木会長	<p>全部かどうかはわかりませんが、基本的に「無料」になっているということです。</p>
松田委員	<p>有料化はすごく難しいことだと思います。公平性の確保については、事業系ごみを有料化したことにより事業所のごみなどを家に持ち帰り、無料の家庭系ごみに混ぜて出している方もあるかもしれません。</p> <p>また、意識の改革については、大事なことだと思いますが、すぐに意識を変えることは難しいことです。たとえば、使わなくなった物を他の人に使ってもらおうといったイベントなどを利用して啓発し、皆にわかってもらうという方法もあります。意識を変えるのは大変なので、少しずつやっていく必要</p>

<p>鈴木会長</p>	<p>があると思います。</p> <p>有料化の目的とされていることについては、他のことでも代替はできるのではないかということも、色々意見が出ているところです。</p> <p>資料を読み解いていきたいと思います。資料の16ページをご覧ください。有料化された際の懸念される課題ということで、前回も意見のあった、不適正排出、不法投棄等が挙げられております。</p> <p>17ページの左のグラフは、家庭ごみの有料化による不法投棄の増減について、有料化した自治体へのアンケートした結果です。不法投棄が減少した自治体はほとんどなく、約3分の1で増加となっております。右のグラフは、家庭ごみの有料化後の不法投棄の苦情や通報の変化について、半分弱程度の自治体で増加したという結果になっています。</p> <p>こういった課題は以前から指摘されていることであり、有料化する際に導入すべき対策として色々書かれています。これについて皆さんどうお考えですか。</p>
<p>大重委員</p>	<p>資料33ページに研究された方の文献が載っており、「有料化以前から不法投棄が問題となっていた自治体ではその5割程度で有料化後に不法投棄の増加が問題となっているが、有料化以前に問題でなかったところでは有料化後も不法投棄の増加はほとんど問題となっていない。」とありますが、その点については四條畷市としてはどうですか。他市と比べるのも難しいですが、不法投棄は市の性格によるところがあると思います。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>現状として不法投棄が問題になっているところはありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>他市と比べて多いということはありませんが、山間部に捨てられやすいところがあり、市としては注意を促す看板や柵を設置し、不法投棄があればすぐ撤去するようにしています。</p> <p>過去には、山間部で大量のタイヤが不法投棄されていたり、砂地区の人通</p>

大重委員	<p>りの少ない道路にガラスが不法投棄されていたといったことはありましたが、最近では、頻繁に大量のごみが不法投棄されるということはありません。</p> <p>タイヤなどの不法投棄されやすい物の受け入れ先はどうなっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>タイヤに関してですと、四條畷市では処理困難物に指定されており、販売業者や産業廃棄物処理業者で引き取ってもらうこととなります。</p>
大重委員	<p>リサイクルシステムとしてはないということですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
太田委員	<p>私は山間部の巡視もしているのですが、以前は冷蔵庫など色々な物が不法投棄されていることがありましたが、最近では山道に入る前に車が入れないようにするバリカが設置されているため、不法投棄は抑制されているように思います。</p> <p>たとえば、大東市になりますが、阪奈道路から大東市の野外活動センター、大阪産業大学のグラウンドの方に入っていく道は車が通行でき、ごみが沢山捨てられています。</p> <p>したがって、車が入れないように規制するなどの方策を取れば、山間部の不法投棄は抑えられるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>太田委員のおっしゃられていた道については、不法投棄もあり、道路管理者と連携し、車が通れないようにバリカを設置しています。</p>
大重委員	<p>前回配布された資料『都市部におけるごみ収集ルート効率化に関する調査研究』の39ページのアンケート結果でも、有料化反対の理由で一番多いのが不法投棄の増加の心配なので、不法投棄対策としてこういった手立てが</p>

事務局	<p>あるのか、たとえばバリカを設置しているといったことなどを市民に説明することが大事だと思います。</p> <p>現在も、不法投棄されやすい場所はある程度把握しているので、市職員が重点的にパトロールを行ったり、投棄されている場合は、速やかに撤去をしています。今後は現在行っているそうした対策の強化や、財政的な面もありますが、監視カメラの設置といった施策なども検討していく必要があると思います。</p>
大重委員	<p>資料32ページの文献にも、「不法投棄は量的に見ると、有料化によるごみ減量にほとんど影響していないと思われる。」といったことは書かれています。私のマンションでは、常に誰かのルール違反のごみが捨てられており、マンションのごみ置き場に捨てられたごみについては、ごみ置き場の管理者の責任で処理する必要があるということで市では引き取ってもらえず、真面目にごみを出している人にとってはどんどんストレスが溜まってしまいます。有料化するとよりその不公平感も募ってくると思うので、その対策はしないといけないと思います。</p>
鈴木会長	<p>不法投棄は山などに捨てられる傾向があるのですが、マンション等のごみ置き場にも捨てられることがあるので、そういったことも考えていかなければならないということですね。</p> <p>有料化すると、不法投棄が増える傾向にはあるので、対策はしっかり考える必要があると思います。</p>
太田委員	<p>スーパーなどでも「家庭ごみを持ち込まないでください」といったことが書かれているのをよく見かけます。また、近隣市で有料化が行われた際も、量的にはそこまでないかもしれませんが、対策をする必要があるかと思います。</p>

長谷川委員	資料17ページに「家庭系ごみ有料化による不法投棄の変化について」のグラフですが、ここにおける「家庭系ごみ」には、可燃ごみだけでなく粗大ごみも含んでいるのですか。また、不法投棄の増加が懸念されるのは、山間部における冷蔵庫等の粗大ごみについてですか。
事務局	17ページのグラフにおける「家庭系ごみ」については、可燃ごみも粗大ごみも含むものと思われます。不法投棄については、粗大ごみだけではなく一緒に可燃ごみも捨てられている場合もあります。
長谷川委員	前回、太田委員の地域では、小さな家電製品も集団回収の業者に集めてもらっているということを知り、その業者が同じであったことから、私のマンションでも同じようにできないか理事会に諮っているところです。今までごみを出す際に電話で申し込む必要があったものを、集団回収の業者が持っていくとなれば、不法投棄にも繋がりにくいと思うので、ぜひ集団回収の業者にはそうしたものも回収してもらえたらと思います。
鈴木会長	<p>不法投棄の背景には、どこにどうやって出すのかがわからないということに困っているといったこともあるかと思しますので、自治会のそうした取り組みも非常に有効であると考えます。</p> <p>不法投棄については大きな課題だということで、また検討して行けたらと思います。</p> <p>有料化し、実際にごみが減ったのかどうかということについて、資料の43ページに記載がありますので、そちらも見てみたいと思います。</p> <p>有料化の翌年度と5年目の年度のごみの減量効果を示したグラフになるのですが、有料化の翌年度では、ごみの量が減っているところがほとんどですが、5年目となると少し増加しているところも出てきていることがわかります。つまり、有料化によってごみを完全に減らせるというものではないが、全般的には減る傾向が見られているということになります。</p> <p>京都市でも、有料化が導入され、しばらくはごみ量は減り続けたのですが、</p>

今は慣れてしまったこともあると思いますが、これ以上減らないという状況となっています。それでもごみを半減していこうということで、施策の一つとして、事業者の協力により商品の包装を減らすことで家庭ごみも減る部分があるとして、条例改正などを進めています。

確かに有料化するとある程度ごみは減らすことはできるかもしれませんが、本来目指していくごみの削減というものは、有料化で削減が見込める分だけで終わりではないことを考えると、有料化はあくまで手段で、皆がきちんとごみを減らしていくという努力や施策を後押しするものであり、そうしたものを優先的に考えていくことが大切ではないかと思います。

資料2の2ページをご覧ください。現状の粗大ごみについては、粗大ごみ受付センターで申し込めば、月1回5点まで無料となっています。

3ページの北河内7市の手数料の状況では、ごみの減量や負担の公平性から4市がすでに有料化を実施している状況や、交野市においては、環境審議会が粗大ごみの有料化を検討している状況であり、これから可燃ごみに加えて、粗大ごみや資源ごみ等を新ごみ処理施設で処理することとなり、交野市と連携、調整を図りながら進めていく中で、粗大ごみの有料化について、専門部会に投げかけられているという認識をしていただけたらなと思います。

交野市での検討状況はわかりますか。

事務局

前回の環境審議会において諮問されたということを知っていますが、現時点での詳しい内容についてはわかりません。

鈴木会長

今までは可燃ごみの有料化についてが話題の中心になってきましたが、前回の資料で大阪府下の市町村における有料化状況として、可燃ごみが約半数、粗大ごみについては一部有料を含めると約82%の市町村で有料化されている状況が示されており、その中で、交野市と四條畷市で連携して粗大ごみの有料化について検討していく状況になってきています。

なぜ粗大ごみの有料化なのかについては、すべての人に大きな負担が掛かるわけではなく、時々そうしたごみが出てくるということ。また、当然、粗

	<p>大ごみについては運搬等の処理に費用が掛かりますので、お金を払ってごみを出すということが一般的になってきているということ。</p> <p>また、可燃ごみであれば紙おむつなど毎日出さなければならないところがあるかもしれませんが、粗大ごみであれば、有料化されることで、捨てるのではなく、リユースやもう少し大切に使えるのではないかという方向での意識を持ちやすいということで、粗大ごみの有料化が望ましいのではないかと提案されています。</p> <p>先ほど大きな議論があった不法投棄対策という点については、粗大ごみの不法投棄は社会的に大きな負担となり、課題になりやすいので、3ページにも不法投棄対策をしていかなければならないということが書かれております。</p> <p>粗大ごみの有料化について何か意見はありますか。</p>
西川委員	<p>現在、粗大ごみを出す際は、粗大ごみ受付センターに電話で申し込むことになっていますが、粗大ごみ受付センターの業務は業者に委託しているのですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
西川委員	<p>家具のリユース展等があることを知らない人もいるので、粗大ごみ受付センターでの受付の際に、「まだ使えますか」と問いかけするようにしてはどうですか。</p>
事務局	<p>粗大ごみ受付センターではやっていませんが、引越しごみや臨時ごみなどは市役所に直接申し込みがあり、その時にはリユースへの呼びかけはしております。</p> <p>粗大ごみ受付センターでは、電話でのやりとりになるので、「電話代も掛かっており必要以上に話すな」といった苦情が寄せられることもあり、「まだ使えますか」と聞くとすると「捨てるために電話をしている」といった</p>

	<p>ようなトラブルになることも考えられ、現実的には難しいところもあります。</p>
大重委員	<p>問いかけることが難しいのであれば、ごみ収集表の粗大ごみ受付センターの電話番号の横に、「リユース希望の方は市に」といったリユースの案内を書いておくことも方法です。</p>
長谷川委員	<p>家具のリユース展を実施されていることは、去年初めて知りました。そういった存在を一度知れば利用してもらえるようになると思うので、環境フォーラムなどのイベントで同時開催できたらアピールになると思います。</p>
鈴木会長	<p>家具のリユース展はどのくらいの頻度でやっていますか。</p>
事務局	<p>年一回です。</p>
長谷川委員	<p>修繕してリユース展に出したりはされていますか。</p>
事務局	<p>拭いたりしますが、修繕まではしていません。</p>
長谷川委員	<p>箕面市では修繕もしているそうです。</p>
事務局	<p>現在の流れは、市民から電話をいただき、まず品物を見に行きます。需要の少ないと考えられる物についてはお断りすることもあります。傷等の少ないものは引き取らせていただきます。ある程度の量が集まらないとリユース展もできないので、年一回の開催となっています。</p>
長谷川委員	<p>無料で取りに来てもらえるのですか。</p>
事務局	<p>原則は自宅の中まで入ることはなく、玄関まで出していただいたものを無</p>

	<p>料で引き取る形になります。</p>
鈴木会長	<p>そういうことであれば、排出時にリユースのほうに申し込んでくださいと問いかけをする価値はあるということですね。</p>
事務局	<p>その人にとっていらない家具でも、他の人にとっては需要がある場合もあり、実際に再び別の人に使ってもらえることはリユースになるので、市としてもリユース展は推進していく価値があると考えております。</p>
鈴木会長	<p>交野市と粗大ごみを共同処理するようになってからも、リユース展は続けるのですか。</p>
事務局	<p>続ける予定です。</p>
大重委員	<p>交野市で粗大ごみが有料化された場合、確かに隣の市が無料だと問題が出てきそうな気はするのですが、検討していく段階で交野市と四條畷市で一緒にやっていかななくてもいいのですか。</p>
事務局	<p>各市でそれぞれのやり方はありますが、おっしゃるとおり、ある程度調整しながらやっていく必要はあると考えます。</p>
大重委員	<p>片方の市が有料化したので、仕方なくもう一方も有料化するというのは嫌だと思えます。早い段階で両市で意見を出し合って検討していくべきだと思います。</p>
長谷川委員	<p>おそらく交野市においても、粗大ごみの有料化について検討する中で、いかにしてリユースにまわせるかといったことも検討されていると思います。どんなことを検討しているのか、また、どんなことを実践しているのかといったことを知らなければ、ただ結論だけ聞いて、それに四條畷市も同調とい</p>

鈴木会長	<p>うのは良くないと思います。</p> <p>現在、交野市も検討中ですので、四條畷市の議論内容の提供や、交野市の議論内容を踏まえた検討などができる段階だと思います。交野市と共同処理するという面では協調しなければならない部分はありますが、もし有料化するとすればどんな問題があるのかという話や、行政又は皆さんとして有料化が望ましいという意見があればその理由なども整理ができればと思います。</p>
大重委員	<p>市としてメリットと考えていることがよくわかりません。また、市から粗大ごみを有料化してはどうかという提案があったということですか。</p>
事務局	<p>可燃ごみの有料化については、まず紙ごみの分別を進めるべきといったご意見を伺っており、また、すぐ有料化ということではなく、有料化の前にやることがあるのではないかという意見もいただきました。</p> <p>次に、粗大ごみ・不燃ごみの有料化については、リユースしていただけるきっかけづくりという点があります。また、不法投棄については、現状では顕著に問題にはなっていませんが、近隣市において有料化が実施されている状況を踏まえると、それに伴う本市への流入の防止になることも考えられます。また、排出量や頻度に差があることや処理に一番大きな労力が必要となる粗大ごみ系の処理費を抑える効果もあります。そういった理由から、市としては粗大ごみ・不燃ごみの有料化について検討していただきたいと考えております。</p>
大重委員	<p>処理費を減らせるという効果もあるということですか。</p>
事務局	<p>排出量が減れば、処理に係る経費も減ることになると考えております。</p>
大重委員	<p>もし有料化した場合で、リユースにまわせば処理手数料は無料になるということですか。</p>

事務局	<p>先ほども述べましたが、家具等の引き取りは現在行っており、リユース品を無料で引き取ることは続けていく予定です。</p>
長谷川委員	<p>以前日進市に見学に行った時に、いらぬ物と欲しい物を小さい紙に書いて貼るボードがあり、需要が合えば市民同士で連絡を取り合い、欲しい人がいらぬ人のところにもらいに行くことをされていました。そういった掲示板のようなものはありますか。</p>
事務局	<p>過去には、台帳を用意し、そこに不要な物を書いてもらい、台帳を見て欲しい人が連絡するといった取り組みを行っていましたが、現在はやっておりません。</p>
長谷川委員	<p>自分ではごみだと思っていたものが、他人にとっては欲しい物であることはあります。私も以前、竹を処分しようと思った時に、欲しい人がいると聞いて譲った経験があります。</p>
大重委員	<p>情報誌の『パド』などではそういったやり取りがされています。それを市でもできればいいとは思いますが、トラブルなどもあると思いますので、あくまで個人同士の責任でやり取りするという形での情報交換のできる場所を提供できればいいと思います。</p>
鈴木会長	<p>海外では、素材として使えるものを持っていけば無料で引き取ってもらえ、そういった物を沢山ストックしておくスペースを設けている例もあります。そこでは、家具等ならそのまま貰っていてもいいのですが、クリエイティブリユースといって、その素材を使って自由に何か作ったりすることができ、学校の工作の材料に使われたりもしています。家の中にほっとくとごみになってしまう物を沢山抱えている人が多い中で、それを安心して流通させることができる仕組みをつくっていくということも、これからは、一つの</p>

課題になると思います。

粗大ごみの話に戻りたいと思いますが、粗大ごみについては、四條畷市でも臨時や引越し等で大量に出る場合はすでに有料になっており、量の多少でも有料・無料が分かれているという現状です。

ごみを処理をするためにはお金が必要であるということで、有料になっているのですが、そのこと自体は慣れていないわけではなく、今でも家電4品目については桁違いに高い数千円といったお金を払わないと捨てられません。

これについても、やはりリサイクルするためには、それだけお金が掛かるということで、法律で義務付けられているということになります。一方で、粗大ごみについては、そういった物と似た物であるにもかかわらず、現状は無料で引き取ってもらえるということで格差ができています。

そういった状況を踏まえ、適正に処理するためにはお金が掛かるということも認識してもらおうという点もあります。

他にどうしてもこれは問題がありそうだといったご意見等がありますか。

大重委員

不法投棄については、今は大きな問題になっていないのが、有料化すると増えてしまうという可能性はあると思います。

鈴木会長

不法投棄については、どんな対策ができるかということも含め検討していきたいと思います。他の自治体でも同じように経験しているところがあるかと思いますので、そうした事例も参考にしていけたらと思います。

有料化全体としては、他に言い残したことはないでしょうか。

<意見なし。>

鈴木会長

それでは、案件（２）「その他」についての議論に移っていきたくと思います。案件（２）に関する資料について事務局の方からの説明をお願いします。

事務局	<p>資料の４４ページをご覧ください。４４ページから４８ページにかけては、有料化以外のごみ減量や再生利用の推進に向けた施策について、環境省の「一般廃棄物料化の手引き」から引用しております。</p> <p>４９ページから５４ページにかけては、環境省が実施した「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査結果」を引用しております。</p> <p>次に、資料２の６ページ、７ページをご覧ください。こちらは、昨年度実施しました「ごみ減量のための市民ワークショップ」において、各グループでまとめていただいたものになります。</p> <p>資料の説明につきましては、以上になります。</p>
鈴木会長	<p>ただいま、事務局から説明を受けましたが、資料の４４ページからの有料化以外の減量化施策についてのところは、有料化から切り離しても意味があるところかと思えます。</p> <p>(１)「分別収集区分の見直し」については、収集区分を見直し、資源ごみの料金水準を他のごみに比べて低く設定することで、リサイクルに誘導していくといったことです。</p> <p>(２)「資源ごみの集団回収への助成」については、先程も議論に出ましたが、雑紙のリサイクルができるようになってきているということもあり、そうしたものを助成していくことも考えられます。</p> <p>他にも色々ありますが、そういったごみの減量を意識してもらう施策がないと、有料化だけでは、ごみ減量化施策として十分ではありません。逆に言うと、意識してもらう施策については、仮に有料化をしなくても、単独でも効果はあり得るということは言われています。</p> <p>また、資料２の６ページ、７ページについては、昨年実施された「ごみ減量のための市民ワークショップ」における各グループのまとめということで、非常にわかりやすくまとめられていると思います。これについてコメントがあればお願いします。</p>
長谷川委員	<p>私は「ごみ減量のための市民ワークショップ」において１班だったのです</p>

	<p>が、見学先の日進市のエコドームは、30～40分別くらいある持ち込み型の施設で、大変感心し、1班としては四條畷市においても是非そういった施設が欲しいと思い、それをまとめました。</p>
大重委員	<p>エコドームには、リサイクルショップも併設されていました。</p>
鈴木会長	<p>日進市のエコドームについては、世界的に見てもレベルの高い施設だと思います。</p> <p>今後、葎屋中継所は使えなくなってしまうですか。</p>
事務局	<p>葎屋中継所のある場所については借地であり、新ごみ処理施設ができますと、市の政策的には、葎屋中継所は無くしていく方向性になっています。</p>
大重委員	<p>葎屋中継所で現在分別をしているのは、業者ですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
太田委員	<p>日進市のエコドームについては、私も興味があり調べたのですが、分別が28品目あるということで、そこに持ち込みをする形になっているのですか。</p>
大重委員	<p>駐車場があり、カートに入れて、各分別区分のところへ分けていきます。シルバー人材センターの職員が沢山おり、わからなければすぐ教えてくれるような形でした。</p>
太田委員	<p>日進市のアンケートを見ると、エコドームを利用している人が70%を超えており、集団回収を利用している人の割合も高くなっています。そういう意識が高いのか、啓発をどんどんやっているのかはわかりませんが、そういったところは、我々も見習う必要があると思います。</p>

長谷川委員	<p>エコドームがあることで、決まった日に出すという括りがなくなるので、出掛けるついでに立ち寄って捨てることができるなど、自分の都合のいい時間に、しかも無料で出せるということは、出す方にとって大きなメリットだと思います。</p>
太田委員	<p>日進市でも、分別については28品目となっており、割り箸や刃物を分けるなど細かい分別もあるのですが、それ以外は四條畷市の分別している品目と大きな差はありません。一方、排出方法については、四條畷市は一部拠点回収はありますが、基本は自宅前などに出したものの収集してもらう形になっており、日進市においては、エコドームで多くの物を持ち込むことができるということになっています。それだけの違いで、ここまで意識が違うのはなぜなのでしょう。そういった先進事例に学ぶということはもっとやっていくべきだと思います。</p> <p>また、日進市では昭和45年とかなり早くから有料化が実施されており、有料化についても先どりといった感じです。</p>
鈴木会長	<p>エコドームについては、四條畷市でもできそうだと思いますか。</p>
大重委員	<p>場所がないことや、運営する上で人件費も掛かることなどが考えられます。</p>
鈴木会長	<p>日進市のエコドームは黒字ということも聞いたのですが、その辺りはどうなのですか。</p>
長谷川委員	<p>びんをまとめて処分するとなると引き取り量を払う必要がありますが、びんをさらに細かく色分けすることで逆に買い取ってもらうことができます。他の多くの品目についても同様のことが言えます。</p>

鈴木会長	<p>経費が掛からず、しっかり運営していけるのであれば、できないことはないと考えますが。</p>
大重委員	<p>エコドームを造ることについては、私達側には全然問題ないと思いますが、場所の確保などは、やはり市にお願いしないと仕方ないと思います。また、車でしか行けないとなると、お年寄りにとっては利便性は良くないと思います。</p>
	<p>エコドーム以外では、街中に紙ごみの収集ポイントのような場所がとても沢山あり、そこも四條畷市と大きく違う点と思いました。四條畷市においても、古紙の拠点回収や定期収集をやって欲しいと思います。</p>
	<p>市によっては定期収集の品目の中に古紙も入れているところもありますが、なぜ四條畷市では古紙の収集を行っていないのですか。</p>
事務局	<p>収集が市の直営か委託業者かにもよりますが、四條畷市で収集するとなれば、その別途収集費用も発生しますので、集団回収の団体に協力してもらっているのが現状です。</p>
西川委員	<p>集団回収だと団体によって回収品目や回収頻度にばらつきがあります。</p>
大重委員	<p>自分の地域の団体が、たとえば雑紙を回収していなければ、いくら分別しようと思っても出すところがないということになります。</p>
西川委員	<p>市で収集してもらえればとても助かります。</p>
事務局	<p>市としても、平成23年より、雑紙に対しても報奨金を出すようにしました。雑紙の拠点回収については、検討しておりますが、現在実施している不燃小物の拠点回収でも見られる様に、どうしてもルールを守らないごみが入れられてしまい、その処理にさらに費用を掛けなければならないという問題があります。</p>

松田委員	<p>集団回収でアルミ缶等が出されていても、集団回収の団体が回収に来る前に、第三者に勝手に持っていかれてしまうことがあります。雑紙を収集するとしても、そういったこと等への取締りが難しいという問題もあります。</p>
大重委員	<p>それはまた別の問題で、取締りが難しいから収集はしないという方向にはならないと思います。</p>
西川委員	<p>誰が持っていかうと、資源化されるのであれば、ごみの減量にはなるのでいいと思います。</p>
松田委員	<p>持っていった人が不法投棄すれば、適切に処理されないという心配があります。</p>
大重委員	<p>持っていく人は、資源として売ってお金にするために持っていくのではありませんか。</p>
西川委員	<p>もし不法投棄されるのであれば、防犯カメラやバリカを設置するなどの不法投棄対策をすればいいと思います。</p>
大重委員	<p>防犯カメラなどとなると、またお金もかかるので違う話になってくると思います。</p> <p>私が知りたいのは、なぜ古紙の定期収集がないのかということです。地域によっては集団回収で雑紙が回収されていないところあって、そういう地域では可燃ごみに出すしかないのに、可燃ごみに雑紙が多く混じっているので有料化しますというのはおかしいと思います。</p>
事務局	<p>その点につきましては、資料2の3ページにも、リサイクル業者との仕組みづくりということで書かせていただいているのですが、市としても、集団</p>

<p>大重委員</p>	<p>回収の団体に対し、回収品目にばらつきがでないようある程度統一してやってもらえるよう働きかけをしていくことは考えています。</p> <p>そこまでややこしいことをしなくても、市が缶・びんなど業者に委託して収集しているように、古紙についても同じように委託して収集することはできませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>すべてを市が業者に委託して収集するとなると、今の委託費よりもさらに多くの委託費となり、難しいという現状があります。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>一般廃棄物の収集業者とリサイクル業者が別々にあり、歴史的に一般廃棄物の業者は行政と一緒にやってきたが、リサイクル業者についてはその枠とは別でやってきたといった背景もあります。それを変えてしまうということの難しさもあるところです。</p> <p>また、集団回収のいいところとしては、市民に入ってもらってやっているため、可燃ごみに混ぜて出せば焼却できるものを、わざわざ集団回収で分けて集めることでリサイクルできるといったことを、市民に理解してもらいながら進めることができるということで、非常に重要であると思います。</p> <p>有料化以外の減量化施策のアイデアについては、まだまだ尽きないかと思っておりますので、また次回、日進市のエコドームのような案も含めて検討していけたらと思います。</p> <p>また、有料化については、だいぶ議論ができてきており、最終的には、専門部会として報告書を作成していくので、一旦事務局の方で出てきた意見や有料化の注意点などをまとめていただき、それを次回叩いていけたらと考えております。</p> <p>他に何か質問等はありませんか。</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>専門部会は今後何回やっていくのでしょうか。</p>

鈴木会長	<p>議論の進み具合によってはまた変更する可能性もありますが、全部で4回ということで進めたいと思います。日程については事務局の方から確認をお願いします。</p>
事務局	<p><日程確認></p>
鈴木会長	<p>本日沢山の面白い意見がありましたので、それをまとめていくという形で、また、それを実際に四條畷市で動かせるような形で検討していきたいと思います。</p>
事務局	<p>本日は、とても貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。本日の会議はこれで終了とさせていただきます。</p> <p>以上</p>